PEG・在宅医療研究会ニュースレター



Home Health Gare, Endoscopic Therapy and Quality of Life

第20号 2016

2016年12月1日発行

発 行 PEG・在宅医療研究会

 会
 長:上
 野
 文
 昭

 編集委員長:加
 藤
 隆
 弘

 広報委員長:妙
 中
 直
 之

〒 534-0021

大阪府大阪市都島区都島本通 2-13-22 大阪市立総合医療センター 消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7186 E-Mail: peg-office@umin.org URL: http://www.heq.jp

患者が真に満足する医療をめざして

PEG·在宅医療研究会 会長 上 野 文 昭



まだ猛暑の残る9月3日、香川県高松市において第21回 PEG・在宅医療研究会学術集会が開催されました。発足から20年以上経って四国で初めての学術集会ということで大いに期待していたものの、正直なところ全国からの参加者のアクセスの不便さを若干心配していました。しかしそのような懸念はすぐに吹き飛ばされました。合田文則会長が渾身の情熱を傾けたメインテーマ「胃瘻患者の声を聞こう」というすばらしい企画は、大勢の参加者の心に訴えるものがあり、大成功裏に学術集会の幕を閉じました。特に胃瘻患者や家族に出演していただいたシンポジウムでは、喜び、悲しみ、希望、挫折などの本音の話を拝聴でき、感涙にむせぶ医療関係者も少なくありませんでした。

昨今の医療はデータ重視です。治療目標として測定できるアウトカムが用いられます。検査値や画像所見の改善、生命予後やQOLスコアの改善などが重視されます。これが科学なのでしょうが、患者側の要望と解離する恐れのあることに注意しなければならないでしょう。患者や家族が何に悩み、どうしてほしいのかを的確に聞き出

すことから医療が始まるべきであり、客観的データの異常から出発してはならないと思います。医療介入の結果に対する患者側の満足度が最も大切であることを、今さらながら再認識できた学術集会でした。

欧という可能性です。飲食業や服飾業では正解(もしくはそれに近いもの)がないので、顧客の嗜好が最優先となり、店側が最良と思うものを押し付けることはできません。一方医療では、科学的根拠に基づいて推奨できる医療行為が存在します。いくら患者側が希望するからと言って、ちょっとした頭痛にCT、よくある腰痛にMRI、風邪に抗菌薬というような医療がよいわけがありません。患者が満足する誤った選択をそのまま提供するのは医療職として怠慢です。逆に正しいと考えられる選択を押し付けるだけでは、患者の満足感は得られません。患者の選択を尊重しながら、命令も指示も説得もしないで、適切な意思決定を共有できるようなコミュニケーションスキルが、これからの医療提供者に必要とされるのではないでしょうか。

CONTENTS

_	
会長挨拶	1
第21回学術集会開催報告	2
2016年度第4回 PEG·在宅医療研究会論文賞	2
2016年度第1回 PEG・在宅医療研究会チーム医療特別賞	2
第22 回学術集会会告	3
第21回 PEG・在宅医療研究会世話人・常任幹事会議事録	4

2016年12月以降 胃瘻関連研究会一覧	6
ひろば「北海道のラーメン」日下部俊朗	7
ひろば「びわ湖だけじゃない県」伊藤明彦	8
事務局インフォメーション/入会案内/会則	9
投稿規定/胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則~資格認定条件細則 …1	.0

第21回 PEG·在宅医療研究会学術集会開催報告

学術集会を終えて

第 21 回 PEG・在宅医療研究会学術集会 会長 合 田 文 則 (医療法人社団和風会橋本病院 顧問/千里リハビリテーション病院 副院長)

第21回学術集会は、9月3日(土)にかがわ国際会議場・サンポートホール高松(香川県高松市)にて開催されました。メインテーマを「胃瘻患者の声を聞こう~症例から学ぶ~」として、胃瘻患者さんに参加いただいたシンポジウムをはじめ、97題の演題発表があり、334名のご出席を賜り、盛会裏に終えることができました。これもひとえに、PEG・在宅医療研究会事務局および世話人の先生方をはじめとする会員の皆様のご支援の賜物と、深く感謝申し上げる次第です。本当にありがとうございました。

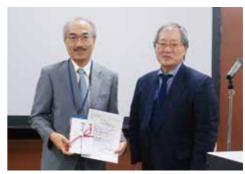
2016年度 第4回 PEG·在宅医療研究会 論文賞

受 賞 者: 汐見 幹夫(近畿大学医学部附属病院 消化器内科)

受賞論文:「関西地区でのアンケート報告から見た経皮内視鏡的胃瘻造設術 (PEG) の 現況-2002年と2013年の比較—」(原著)

p39-p49 在宅医療と内視鏡治療 vol.19 No.1 Sep. 2015

2013年度より、掲載論文の<原著および臨床経験>の中から<<u>論文賞</u>>を選出しております。論文賞受賞者には賞状及び賞金が授与され、次年度 学術集会時に授賞式を行います。



汐見幹夫 先生、嶋尾仁 委員長

2016年度 第1回 PEG・在宅医療研究会 チーム医療特別賞

受 賞 者:杉田尚寛(公立能登総合病院 薬剤部)

受賞論文:「胃瘻栄養患者における水泡性類天疱瘡への取り組み」

(原著)

p12-p18 在宅医療と内視鏡治療 vol.18 No.1 Sep. 2014

受 賞 者:内田瑞穂(済生会松阪総合病院 NST 管理栄養課)

受賞論文:「胃瘻下経腸栄養管理における濃厚流動食品ハイネ®

ゼリーの臨床的有用性の検討」(臨床経験)

p68-p72 在宅医療と内視鏡治療 vol.18 No.1 Sep. 2014



左から: 助金 淳 氏、杉田 尚寛 氏、小川 滋彦 委員長、 清水 敦哉 先生(内田 瑞穂 氏代理)、藤本 七津美 氏

受 賞 者:助金淳(日比野病院 リハビリテーション科)

受賞論文:「ケアミックス型病院における経口栄養への作業療法士の取り組みについて」(原著) p11-p18 在宅医療と内視鏡治療 vol.19 No.1 Sep. 2015

受 賞 者:藤本 七津美(広島県厚生農業協同組合連合会 廣島総合病院 摂食・嚥下障害看護認定看護師)

受賞論文:「胃瘻造設の適応について考える-術後、経口摂取が進まず栄養管理が困難であった症例の振り返り-」(症例報告) p102-p107 在宅医療と内視鏡治療 vol.19 No.1 Sep. 2015

2016年度より、会誌「在宅医療と内視鏡治療」掲載論文および研究会学術集会発表演題の中から<チーム医療特別賞>を選出しております。チーム医療特別賞受賞者には賞状が授与され、学術集会時に授賞式を行います。今年度は、2014年度および2015年度会誌掲載論文を対象と致しました。

第22回 PEG·在宅医療学会学術集会会告

次回 学術集会のお知らせ~札幌でお待ちしております~

町立長沼病院 院長 内科消化器科 倉 敏郎

皆様、香川での研究会お疲れ様でした。当番会長・合田 先生の心のこもった素晴らしい学術集会でした。来年の第 22回 PEG・在宅医療学会(HEQ) 学術集会は2017年9月 23日に札幌コンベンションセンターを会場にして札幌市にお いて行われます。集会会長を拝命して光栄に存じます。

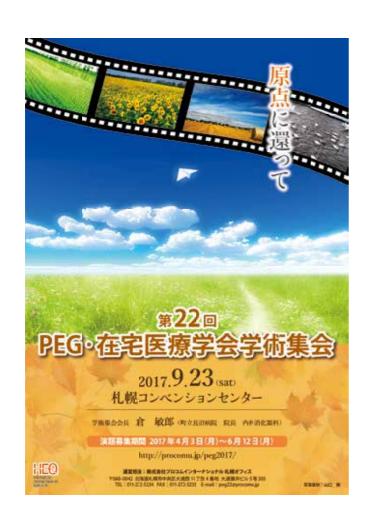
第9回 HEQ 研究会学術集会から13年ぶりに札幌での開催となります。今回は本研究会が「学会」に昇格した記念すべき第一回目の学術集会となる見込みです。学会として質の高い議論ができるような会になるよう皆様のご協力を是非ともよろしくお願い申し上げます。

また、新しい試みとして PEG と関連の深い手技である PTEG について日本 PTEG 研究会から同時期開催の提案がなされ、PEG・在宅医療学会学術集会の翌日(9月24日) に同じく札幌コンベンションセンターで開催予定です。どうぞ翌日も参加され中身の濃い2日間を過ごしていただきたいと思います。

テーマは「原点に還って」とさせていただきました。 PEG が 我が国に根付いて20余年、われわれは PEG の造設、交換、 管理などの質を高めるためにさまざまな活動を行ってまいりました。その中で、世界で類を見ない成績を築き上げてきた事は周知の通りです。しかし一方で、終末期認知症へのPEGの是非に端を発した倫理的問題は、あたかも「すべてのPEGが良くない」というバッシングを受けることとなりました。PEGに携わる専門家としてこの状況について力を合わせて打破する必要があると思います。

そもそも PEG がここまで普及したのは「患者の栄養管理を どうするか?」という問題に対して、より安全に、より簡便に、 より QOL を向上させるように、これまで皆様と討議した結 果だと思います。そのような PEG を始めた「原点に還って」 視点を新たに議論していただきたいと思います。

これから準備すべき事が山積みですが、幸い北海道胃瘻研究会のメンバーが協力してくれながら準備を進めております。どうかたくさんの方にご参加いただき、学術集会とともに爽やかな北海道の秋を満喫ください。皆様のお越しをお待ちしております。





第21回 PEG・在宅医療研究会 世話人・常任幹事会 議事録

2016年9月2日(金) 16:00~18:00 サンポートホール高松ホール棟 6階 61会議室

【出席者】

鈴木博昭、馬場忠雄、増田勝紀、上野文昭、北川泰久、山下裕一、 井上善文、嶋尾仁、加藤隆弘、永井祐吾、櫻井洋一、西口幸雄、前 川隆文、合田文則、鈴木裕、倉敏郎、有本之嗣、徳毛宏則、高橋美 香子、松本昌美、今枝博之、小川滋彦、西脇伸二、津川信彦、岡野 均、吉野すみ、蟹江治郎、森瀬昌樹、城本和明、松本敏文、鮒田昌貴、 今里真、高塚健太郎、妙中直之、村上匡人、瀧藤克也、日下部俊朗、 村松博士、三原千恵、鷲澤尚宏、今本治彦、玉森豊、伊藤明彦、伊 東徹、赤津裕康、西山順博

(計46名、内43名議決権あり)(敬称略)

【欠席者】

比企能樹、曽和融生、武藤輝一、青木照明、加藤紘之、畠山勝義、北野正剛、田尻久雄、加嶋敬、島田慈彦、寺野彰、大原毅、齋藤豊和、木下千万子、熊井浩一郎、吉川敏一、山口俊晴、愛甲孝、小原勝敏、前谷容、武藤学、藤本一眞、山口弘和、葛谷雅文、伊藤義人、松原康美、小野沢滋、朝倉徹、大石英人、赤羽重樹、堀内朗、畠山元、梶谷伸顕、小西英幸、吉田篤史

(計35名、内10名委任状提出)(敬称略)

- · 会長挨拶 上野文昭
- ・第20回学術集会会長報告 永井祐吾 昨年平成27年9月5日(土)大阪国際交流センターにて開催。記 念の学術集会ということで、特別企画等企画し、参加者は約400 名で盛会であった旨の報告があり、会員の皆様の協力に対し謝辞
- が述べられた。
 ・第21回学術集会会長報告 合田文則
 シンポジウムに患者の方を迎えて胃瘻に関して実際のお話しを伺い、PEG・在宅医療研究会として、どうサポートしていくかを考えていく会にしていきたい。

議題

【審議事項】

- 1.2015年会計報告 財務委員長 嶋尾仁 2015年度収支決算が資料に基づいて報告され、満場一致にて承 認を得た。
- 2.2017年予算案 財務委員長 嶋尾仁

資料に基づいて説明があり予算案審議が行われた。支出では年 会費や広告収入の減少を鑑みて全体的に少しずつ削減を行った。 繰越金が少しずつ減ってきているのが現状である。2017年度予 算について満場一致にて承認を得た。

- 3. 第24回学術集会会長の選出 会長 上野文昭 第24回学術集会会長として、嶋尾仁先生から実績を考慮し大阪 市立総合医療センター消化器センター西口幸雄先生が推薦され、 満場一致にて承認を得た。
- 4. 役員・幹事人事 役員選出委員長代理 有本之嗣 資料に基づいて報告があり、世話人候補1名、常任幹事候補5名、 幹事候補3名が満場一致にて承認を得た。
- 5. 第5回資格審査結果 認定制度委員長 嶋尾仁 第5回資格認定審査の審査結果について報告があり、満場一致 にて承認を得た。
- 6. 資格条件細則改定 認定制度委員長 嶋尾仁 教育セミナーのオンライン化に伴い細則の修正が必要となり、 修正箇所について説明があった。細則改定について満場一致に

て承認を得た。

- 7. 任期満了に伴う次期委員会編成 会長 上野文昭 2016年度で役員及び委員の任期が満了することより、学会に移 行することを鑑みて会則に基づいて、定年委員長及び委員の交 替をはかった。次期以降の委員長及び委員の選任について資料 に基づき報告があり、次期委員会編成について満場一致にて承 認を得た。
- 8. 学会移行に関する手続き 学会移行準備委員会 櫻井洋一 委員長櫻井先生、あり方委員会委員長山下先生、規約委員会委 員長嶋尾先生から、各項目についてそれぞれ検討した結果が報 告された。
- 1) 学会の名称について

あり方委員会山下委員長より、直前に開催したあり方委員会での討議事項について報告があった。日本をつけるかどうかについては、現在日本及び世界で「PEG・在宅医療」という名称が当研究会だけであり、現在の名称が広く浸透している事から、「PEG・在宅医療学会」とする。

2)役員の呼称について

これまで使用していた役員の名称、役割を引き継ぐ形で学会に移行していく。何年か後の法人化についても視野に入れて呼称を考えると、代表理事が会長、理事が世話人とし、この代表理事と理事及び監事が役員となり、運営業務を執行することになる。常任幹事は代議員、幹事は学術評議員という名称とする。会則案には選出方法について選挙という言葉を使用しているが、必ずしも投票によっての選挙とは限らず、選出方法については、別途細則を作成し詳細について規定する予定であり、今後検討していくつもりである。

3) 会計 (事業) 年度について

法人化を念頭に置き検討した結果、一般社団法人となると今までとは異なり法人税を納付する義務が生じ、事業年度終了後2ヶ月以内が納付期限となっている。役員会が学術集会の前日に開催されていることから、決算報告作成、審議、承認、その後の納税の手続きを鑑みて7月31日を事業年度最終日とし、事業年度の開始日は8月1日からとすることとした。

4) 学会移行のスケジュールについて

今回の役員会にて承認を得た場合、今年の12月までに日本学 術会議協力学術研究団体に申請し承認後、来年の8月1日から 「PEG・在宅医療学会」の新年度が始まる事になる。

5) 会則(案)について

整合性に欠けている部分などがいくつかある。

- ①役員の整合性とそれに伴う会費の記載
- ②委員会構成、名称の修正

確認した会則(案)を修正し、今月中に役員にメール審議で承認を得ることとする。

上項1)2)3)について、5)項の会則案再修正、審議をもって確認することとし、満場一致にて承認を得た。

【報告事項】

- 9. 庶務報告(資料8) 事務局長 西口幸雄 報告は資料通り。
- 10. 委員会報告
- 1)あり方委員会 委員長 山下裕一 前項8にて報告済み。
- 2) 倫理委員会 委員長 北川泰久 次の課題として今後検討すべき項目などあれば意見等随時連絡 を北川委員長までいただきたい。
- 3) 総務委員会 委員長 西口幸雄 庶務報告で報告済み。
- 4) 財務委員会 委員長 嶋尾仁

審議事項にて審議済み。研究会の繰越金が減少傾向にあること から、会員増員のための働きかけ及び、広告掲載、賛助会員の 増加、収益事業に力を入れていくことが重要である。

- 5)編集委員会 委員長 加藤隆弘 資料に基づいて会誌制作状況の報告があった。
- 6) 広報委員会 委員長 妙中直之 資料に基づいて HP 更新等の報告があった。
- 7) 規約委員会 委員長 嶋尾仁 前項8にて報告済み。
- 8) 役員選出委員会 委員長代理 有本之嗣 2016年4月1日付就任人事について、審議事項にて報告済み。
- 9) 用語委員会 委員長 倉敏郎 今年度報告する事項はなし。
- 10) 社会保険委員会 委員長 鈴木裕

これまでは研究会でまとめたものを厚労省に直接伝えて交渉してきたが、厚労省としては原則受けにくいことから、処置などに関わるものについては外保連などというように、研究会でまとめた意見を外保連や内保連という受け皿を準備して厚労省へ提出するようにということであった。今後は社会保険委員会でまとめた意見を外保連、内保連などに挙げていくというように流れを変更するつもりである。特定行為に関する処置等の点数の矛盾をなくすために、特にエビデンスのある厚労省の科研費を使った研究データがある事から、色素などに使った材料費などの保険認可を取る、点数を取得できるように進めていきたい。実際に保健局に行き相談をしたが、国としてはわずかな点数になる可能性はあるが、点数化することについては前向きな意見を持っているようであったので、今後点数化に向けて働きかけていきたい。

11) 教育委員会 委員長 永井祐吾

資料に基づき、前回(昨年度研究会学術集会時開催)の教育セミナー、今年から開始した e-Learning の開催状況報告及び e-Learning の作成状況報告があった。今後は手技等変更がないことから、来年1年は同じ内容で対応し、2年後に再検討する予定である。

- 12) 資格認定制度委員会 委員長 嶋尾仁 資格認定結果について審議事項にて審議済み。
- 13) PEG チーム医療委員会 委員長 小川滋彦

明日の学術集会時にワークショップを開催予定であり、ぜひ参加をお願いしたい。他職種の方達の活動を評価しようという目的で、チーム医療特別賞を設け、第1回目の受賞者は過去2年間の会誌から委員会で4名を選出した。授賞式は明日3日の幹事・施設代表者会議にて行われる。来年からは学術集会発表演題からも選出したいと考えている。また、各地方にあるPEGに関する研究会のメディカルスタッフの発表演題を、この研究会で発表してもらうなどの活動を行っていくことで、研究会の活発化に役立てたいと考えている。その方法などについては今後学術集会演題募集時の要望として、筆頭演者の職種選択項目を追加してほしい。

14) 選奨委員会 委員長 嶋尾仁

2016年度論文賞として研究会会誌19号掲載の汐見幹夫医師の原著を選出し、満場一致にて承認された。授賞式は明日3日の幹事・施設代表者会議にて行われる。

- 15) COI 委員会 委員長 瀧藤克也
 - COI に関する資料のHPへの掲載する予定であるが、COI マネージメント管理については、
 - ①日本医学会のガイドラインでは法律関係の外部委員を入れな ければならないことから委員の追加が必要である
 - ②学会移行に関して書類の一部修正がある 上記事由より今後決定した事項について、随時メール審議を 行い、来年の学術集会に間に合うように手続きを進めて行く 予定である。
- 16) データベース委員会 委員長 今里真

胃瘻造設の点数を下げたことによって医療費は抑制されたのかどうか、その結果造設しなかった人の末路はどうなったのかについて、すでに関西地方で調査が始まっておりデータが揃っていたことから、西山順博副委員長から資料に基づき報告があった。今後データベース委員会としてどのようなデータを集積していくかを本日の委員会で議論した結果、発症からどれくらいのタイミングで胃瘻が造設されているのか、造設時・交換時の合併症についての前向き調査などの意見が出たが、労力と費用の問題もあることから、引き続き検討を行う予定である。

17) 胃壁固定に関する調査委員会 委員長 鷲澤尚宏

2010年、2012年と調査を行っており、今年も調査を行う予定である。いくつかの調査を予定しており、①消化管固定術の手技の必要性がわかるようにする調査 ②交換時における固定を行う施設はあるのか、またしたいのにしないのは何故なのか③固定しない状況で起きる偶発症に対してどのような治療法を行うことが多いか、が挙げられる。また、母集団を当研究会の施設会員だけでなく、どこかの地域を固定して調査をすることについても検討中である。調査に関しては今年12月集計を目標として計画中である。鮒田昌貴常任幹事から、この委員会の目的は胃壁固定の点数化を目標としていることから、今後は社会保険委員会、データベース委員会とも協力してアンケート調査結果を基に厚労省に提出できる根拠を作成できるように進めていきたいと意見があった。

18) 学会移行準備委員会 委員長 櫻井洋一

学会移行に際しての必要条件である「役員の半数以上が研究者である事」については、役員にメールにて確認した結果、代表世話人と世話人については条件を満たしていることがわかった。また、会費については、事務局にてシミュレーションを行った結果、大きな資金源の減少には至らないことがわかったことから、学会移行後も現状の条件を維持することで問題はないと考える。

19) 嚥下機能評価委員会 委員長 鈴木博昭

2014年3月にPEG造設の点数を大幅減額すると厚労省から通達があり、嚥下機能検査をすれば従来に近い保険請求が可能になった。このことより内視鏡による嚥下機能評価セミナーを立ち上げるよう厚労省より指示があり、PEG・在宅医療研究会とPDNが協力して嚥下機能評価研修会を開催する事になり、今までに全国で16回開催し約3,700人の受講があった。この受講者は従来に近い保険請求が可能となり、当初は医師を対象としていたが、近頃はメディカルスタッフや歯科医からの受講の要望も多くなっている。今年は2回の開催を予定している。開催地は東京と地方の交互開催としていたが、実際には東京での開催の方が受講者は多いことから、東京慈恵会医科大学の講堂を会場として開催している。今後もセミナー開催の必要性は増すと考えられ、受け皿としてこの委員会はもう少し継続していくべきだと考える。

- 20) PEG カテーテル 2017年問題検討委員会 委員長 倉敏郎 JSPEN からの情報ではアメリカで問題が生じており、今後の動向が不透明なことから、2017年からの導入自体が白紙になっている状況である。また、状況がわかり次第活動を始める予定である。
- 11. 第22回学術集会準備報告 学術集会会長 倉敏郎 平成29年9月23日(土) 札幌コンベンションセンターにて開催 予定。

テーマ: <原点に還って>

翌日24日(日)には PTEG 研究会を開催予定。

12. 第23回学術集会準備報告 学術集会会長 前川隆文 平成30年9月15日(土)福岡国際会議場にて開催予定。

2016年12月以降 胃瘻関連研究会一覧

	研究会名称・代表者	事務局連絡先	参加対象者
1	北海道胃瘻研究会 倉 敏郎 (町立長沼病院 院長)	医療法人東札幌病院 内科 日下部俊朗 〒003-8585 北海道札幌市白石区東札幌3条3-7-35 TEL:011-812-2311 FAX:011-823-9552 E-mail:secretariat@h-peg.jp URL:http://h-peg.jp	主に道内の医師・看護 師・栄養士・薬剤師等
2	東北 PEG 研究会 朝倉 徹 (JCHO 仙台南病院 院長)	東北大学病院 消化器内科 荒 誠之 〒980-8574 宮城県仙台市青葉区星陵町1-1 TEL:022-717-7171 FAX:022-717-7177 第12回当番世話人: 荒 誠之(あら のぶゆき)(東北大学病院 消化器内科) 2017年7月8日(土)仙台市 < 予定 > 開催事務局:東北大学病院 消化器内科 荒 誠之(住所・連絡先は同上)	原則として医師、看護師、栄養士、介護士、 薬剤師等の医療従事者
3	福島県 PEG と栄養経腸と在宅医療研究会 (旧 福島県 PEG 研究会) 木暮道彦 (公立藤田総合病院 消化器病センター長) 引地拓人 (福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部部長)	福島県立医科大学附属病院 内視鏡診療部 渡辺 晃 ※年1回開催 〒960-1295 福島県福島市光が丘1番地 TEL:024-547-1583 FAX:024-547-1586 E-mail:kowatan@fmu.ac.jp	医師・消化器内視鏡技師・ 看護師・薬剤師・栄養 士など
4	茨城県 PEG・PTEG 研究会 末永 仁 (医療法人惇慈会 日立港病院)	医療法人惇慈会 日立港病院 末永 仁 〒319-1222 茨城県日立市久慈町3-4-22 TEL:0294-52-3576 FAX:0294-52-5116 E-mail:hit58sue@jsdi.or.jp 第16回当番世話人:山本佑二 (つくばセントラル病院 外科) 2017年6月10日 (土)つくば国際会議場 (つくば市) ※同日同会場15時より第17回茨城県 PED セミナー開催 <講師:嶋津さゆり先生(熊本リハビリテーション病院 栄養科) > 開催事務局:日立港病院 末永 仁 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・介護士など、 経管栄養に携わる全て の職種
5	北陸PEG·在宅栄養研究会 八木雅夫 (公立松任中央病院 院長)	小川医院 小川滋彦 〒920-0965 石川県金沢市笠舞2-28-12 TEL:076-261-8821 FAX:076-261-9921	医師・コメディカル
6	長野県胃ろう研究会 堀内 朗・前島信也 (昭和伊南総合病院 消化器病センター)	昭和伊南総合病院 消化器病センター 〒399-4191 長野県駒ヶ根市赤穂3230 TEL:0265-82-2121 FAX:0265-82-2118 E-mail:info@sihp.jp URL:http://www.sihp.jp 第26回当番世話人:堀内 朗(昭和伊南総合病院 消化器病センター) 2016年12月4日(日)松本市総合社会福祉センター(松本市) 開催事務局:昭和伊南総合病院 消化器病センター 堀内 朗 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・薬剤師・ 栄養士・言語聴覚士
7	松阪地区在宅栄養研究会 鮒田昌貴 (ふなだ外科内科クリニック 院長)	ふなだ外科内科クリニック 〒515-0041 三重県松阪市上川町2279-1 TEL:0598-28-6600 FAX:0598-28-6633 E-mail:funada@ma.mctv.ne.jp URL:http://www.funadaclinic.com 第12回当番世話人:鮒田昌貴(ふなだ外科内科クリニック) 2017年3月17日(金)済生会松阪総合病院7階講堂(松阪市) 開催事務局:ふなだ外科内科クリニック事務室 片岡智子 (住所・連絡先は同上)	医療関係者・在宅医療 従事者など
8	関西 PEG・栄養とリハビリ研究会 (旧関西PEG・栄養研究会) 井上善文 (大阪大学国際医工情報センター特任教授)	住友病院 外科 妙中直之 〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島5-3-20 TEL:06-6443-1261 FAX:06-6444-3975 第23回当番世話人:三好博文(神戸マリナーズ厚生会ポートアイランド病院 消化器内科) 2017年6月17日(土)ホテル大阪ベイタワー 4階 ベイタワーホール(大阪市) 開催事務局:神戸マリナーズ厚生会ポートアイランド病院 消化器内科 三好博文 〒650-0046 兵庫県神戸市中央区港島中町4-6 TEL:078-303-6123 FAX:078-303-6226 E-mail:miyoshi@kobe-mariners.or.jp	特に制限なし
9	滋賀 PEG ケアネットワーク 伊藤明彦 (東近江総合医療センター 消化器内科医長)	東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 〒527-8505 滋賀県東近江市五智町255 TEL:0748-22-3030 FAX:0748-23-3383 第6回 (PEG サミット in びわ湖≪別名:九州 PEG サミット in びわ湖≫) 当番世話人:伊藤明彦 (国立病院機構東近江総合医療センター) 2017年7月29日(土) ~30日(日)アヤハレークサイドホテル(大津市) 開催事務局:東近江総合医療センター内 滋賀医科大学総合内科学講座 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・保健師など
10	広島胃瘻と経腸栄養療法研究会 (広島ページェント) 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長) 徳毛宏則 (JA 広島総合病院 消化器内科)	JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則 〒738-8503 広島県廿日市市地御前1-3-3 TEL:0829-36-3111 FAX:0829-36-5573 E-mail:secretariat01@pegent.org URL:http://www.pegent.org 第12回当番世話人:徳毛宏則(JA 広島総合病院 消化器内科) 2017年3月18日(土)広島国際会議場(広島市) 開催事務局:JA 広島総合病院 消化器内科 徳毛宏則(住所・連絡先は同上)	一般市民、医師・看護師・ 栄養士・薬剤師・内視鏡 技師・訪問看護スタッフ・ 介護施設職員など
11	広島 PDN セミナー 有本之嗣 (須波宗斉会病院 院長)	医療法人信愛会 日比野病院 三原千惠 〒731-3164 広島県広島市安佐南区伴7-9-2 TEL:082-848-2357 FAX:082-848-1308 E-mail:neko@wa2.so-net.ne.jp URL:http://www.hibino.or.jp/	医師・看護師・栄養士・ 薬剤師・内視鏡技師・ リハビリスタッフ他 全医療従事者
12	福岡 PEG・半固形化栄養法研究会 (旧 福岡 PEG 研究会) 前川隆文 (福岡大学筑紫病院 外科 教授)	福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 〒818-8502 福岡県筑紫野市俗明院1-1-1 TEL:092-921-1011 FAX:092-928-0856 E-mail:c-geka@minf.med.fukuoka-u.ac.jp 第2回当番世話人:前川隆文(福岡大学筑紫病院 外科) 2017年6月24日(土)14:00-16:00 JR博多シティ会議室大ホール(福岡市) 開催事務局:福岡大学筑紫病院 外科 前川隆文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士・ ソーシャルワーカー
13	大分PEG・経腸栄養研究会 松本敏文 (別府医療センター 外科医長)	国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 〒874-0011 大分県別府市内竈1473 TEL:0977-67-1111 第17回当番世話人:福地聡士 (アルメイダ病院 消化器内科部長) 2017年6月24日 (土) アルメイダ病院 (大分市) 開催事務局:国立病院機構別府医療センター 外科 松本敏文 (住所・連絡先は同上)	医師・看護師・栄養士、 内視鏡技師のほか PEG 関連の方
14	PEG ケアカンファレンス熊本 城本和明 (イオンタウン田崎 総合診療クリニック 院長)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ 全般
15	鹿児島 PEG 研究会 内園 均	南薩ケアほすびたる 消化器内科 伊東 徹 〒897-0215 鹿児島県南九州市川辺町平山5860 TEL:0993-56-1155 FAX:0993-56-1157 E-mail:kagopeg@hotmail.com	メディカルスタッフ全般
16	九州 PEG サミット 城本和明 (PEG ケアカンファレンス熊本) 今里 真・松本敏文 (大分 PEG・経腸栄養研究会) 伊東 徹 (鹿児島 PEG カンファレンス)	イオンタウン田崎 総合診療クリニック 城本和明 〒860-0058 熊本県熊本市西区田崎町380 イオンタウン田崎2F TEL:096-353-2200 FAX:096-353-2201 E-mail:kazu-joe@saturn.dti.ne.jp URL:http://injex.clinic/top	医師・メディカルスタッフ 全般
*\ O	010 5 10 日 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	した。 LEINMの研究会でオーニュラルカーに担禁さず条領の土は、DDC オウ医療研究会事業E	1.4.~ ~ ~ ~ ~ · .

※ 2016 年 12 月以降の開催が決定しているものは太字で記載しました。 上記以外の研究会で本ニュースレターに掲載をご希望の方は、PEG·在宅医療研究会事務局までご連絡下さい。



北海道のラーメン

東札幌病院 消化器内科 日 下 部 俊 朗



私が物心ついたころの思い出として父によく連れられて行ったラーメン店のことを思い出します。北海道の名物の一つとしてラーメンが挙げられますが、北海道はとても広いため(図1)ひとくくりに「北海道ラーメン」として述べることが難しいです。「札幌味噌」「函館しお」「旭川醤油」のラーメンを総称して「北海道三大ラーメン」とも呼ばれています。近年では「釧路ラーメン」「室蘭カレーラーメン」など第四のラーメンとする動きも見られますが、それぞれに大きな共通点はなく、地域ごとの個性が強いです。

私の生まれ故郷に近い旭川では、戦前は札幌ラーメンや東京ラーメンの亜流で澄んだスッキリした味のものでしたが、戦後は醤油ラーメンを中心に独特の文化が広まったと言われています。魚介類と豚骨、鶏ガラなどで出汁を取ったWスープに醤油ダレで、冬場は-20℃以下となる寒冷地であるため、スープの上層に油を浮かせスープを冷めにくくするために、ラーメンの熱が逃げないようラードや香味油をスープに載せて蓋をします。麺は低加水の中細縮れ麺でスープによく絡み、具材はシンプルなことが多いですが、野菜ラーメンなどのバリエーションがあります。

また、私が高校時代を過ごした函館では、1884年の「南京 そば」が発祥といわれ、国内でも相当に長い歴史を持っていま す。豚骨ベースの清湯スープで、脂分も極めて少なくさっぱ りしたものが主流で、函館は昆布の産地ではあるものの、魚 介類のだしを使用していないものも多いです。中国の麺料理 の流れを今でもそのまま引き継いでおり、中華料理店でラー メンが提供されることが多く、麺は他の北海道のラーメンと は異なり、多加水中細ストレート麺が多く、具材はシンプル です。

さて、ここ札幌では当初中国からの料理人が作るあっさりとした塩味の汁麺に始まり、戦後に満州からの引揚者らによってこってりとした醤油味となり、永らく醤油ラーメンが広く主流であったといわれています。その後、味噌ラーメンが考案され人気となり、全国的に知られる札幌ラーメンの代名詞となりました。味噌ラーメンは、大量のラードとニンニクで炒めた野菜類を味噌ダレで溶いた豚骨スープと一緒に煮込んで仕上げるものが多く、麺は多加水の中太縮れ麺でコシがあります。味噌味以外の醤油味、塩味も大抵の店で出されていますが、他の地方と比べるとやや塩辛さが強く、比較的多めのラードを使用しています。

その他、北海道では「冷やし中華」のことを「冷やしラーメン」と言い、最近温暖化著しい夏には多くの道民に食されています。また、札幌グランドホテル考案の「ラーメンサラダ」も広く道民に親しまれています。

さて、北海道内のラーメン店は、東京都に次いで2位の2200軒あります(人口当たりのラーメン店数は山形県が1位)。広い北海道では各ご当地ラーメンを食べてまわるのはとても大変ですが、新千歳空港内や札幌駅周辺にラーメン店が集まっていますので、そちらを利用されると便利です(食べ歩き用に半ラーメンもあります)。



図1



びわ湖だけじゃない県

国立病院機構 東近江総合医療センター 消化器内科 明 PEG サミット in びわ湖 当番世話人 伊藤

皆さん、滋賀のイメージって、やっぱり"びわ湖"ですよね~ 他に滋賀って何が有名?う~ん…

全国都道府県別魅力度ランキングでも常に40位以下!県庁 所在地の大津市は、京都府大津区などといわれる始末。でも、 そんな滋賀にも、全国ランキング1位の項目が…

携帯電話普及率・スマホ普及率・ドラム式洗濯機普及率 図書館蔵書数・図書館貸出し冊数・寺院数 などなど…

実は、新しいもの好きでありながら文化的!? 戦国時代は歴 史の中心に位置し、大河ドラマの舞台が自宅のすぐそばにあ ることも…

そんな滋賀で、来年7月に『PEG サミット in びわ湖』を開催 させていただくことになりました。ご存知の方が多いと思い ますが、「PEG サミット」は2011年に九州・阿蘇で始まった、 PEG の全てが勉強できる合宿形式の実技セミナーです。九州 で5年、北海道で1年、毎年進化し続けたPEGサミットが滋 賀にやってきます。PEG に関連するそれぞれの分野の第一人 者から、最も効率よく勉強ができて実技が身に付くすばらし い2日間になると思います。

関西で初めての開催ですので、近隣府県の先生方にもご協

力いただきながら、滋賀らしさを前面に出しつつ、有意義な1 泊2日になるよう鋭意準備中です。

2017年7月29日・30日、今から予定に入れておいていただ ければ幸いです。

皆さん、"びわ湖"のほとりでお会いしましょう。







アイボタンR

瘻孔にやさしいソフトな材質で 使用する方や家族にとって やさしい胃瘻ケアをサポート



ネオフィードENポンプ

TOP-A600

経腸栄養の適正な管理を、 使いやすいコンパクトな ポンプで。

医療機器承認番号: 22600BZX00017000

製品の規格等は、お近くの支店・営業所までお問い合わせください。

製造販売業者 株式会社 トツフ

本社:〒120-0035 東京都足立区千住中居町19番10号 千葉営業所 静岡営業所

東京支店 tel:03-3811-9915 札幌営業所 tel:011-820-8383 tel:043-214-1641 tel:054-263-0824 広島営業所 tel:082-246-7651

名古屋支店 tel:052-834-3333 盛岡営業所 tel:019-645-3452 横浜営業所 tel:045-260-5271 京都営業所 tel:075-643-6351 鹿児島営業所 tel:099-265-4566

大阪支店 tel:06-6361-5831 仙台営業所 tel:022-265-3610 金沢営業所 tel:076-268-3370 神戸営業所 tel:078-341-1683

福岡支店 tel:092-472-4233 北関東営業所 tel:048-685-5797 新潟営業所 tel:025-244-2191 高松営業所 tel:087-866-5691

役員 / 幹事の就任について

2016年9月2日に開催された第21回世話人・常任幹事会において次の方々の 2017年度役員・幹事就任が承認されました。(順不同、敬称略)

●世 話 人:森瀬昌樹 (現常任幹事) ●常任幹事:犬飼道雄 (現幹事)、黒山信一 (現幹事)、比企直樹 (現幹事)、髙見澤 滋、細江直樹

事:白井孝之、津川二郎、尾藤祐子 ●幹

インフォメーション

- ●施設代表者の方へ新年度(2017年度)の登録確認書類を送付いたします。登録 者に変更のある場合には必ず3月31日までにご返信をお願いいたします。(2 3月頃発送予定)
- ●研究会誌 「在宅医療と内視鏡治療」 Vol.21 No.1 の投稿を受付中です。投稿の最
- 必要書類をそろえて手続きをお願いいたします。
- ●2017年10月末日に資格の有効期限を迎える該当者および該当施設には、2 月中に登録住所に更新案内を送付いたします。申請期間は書面到着後から4 月末日消印到着です。 ●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます
- ●弊会ホームページよりニュースレターをご覧頂けます。
 (トップページ>PEG・在宅医療研究会>ニュースレター)
 ●会員の皆様の意見交換の場として「ひろば」のページを設けました。掲載はペンネームも可能です。「近頃思うこと」、「こんな活動しています」、「手技の工夫」等々、PEGに関することはもちろん、ご自身の趣味や旅行記、ご当地グルメ情報等、内容は自由です。原稿は1,000字以内、E-mail添付で事務局(peg-office@umi.org)まで送り下さい。なお、採否は編集委員長・広報委員長にご一任下
- ●業務内容により事務窓口を分けて運営いたしておりますのでご協力をお願い 申し上げます。

事務局長:西口幸雄(世話人)

事務局所在地:〒534-0021大阪市都島区都島本通2-13-22 大阪市立総合医療センター消化器外科内

TEL&FAX: 06-6167-7186 E-mail: peg-office@umin.org

・<u>会員登録等研究会全般および</u> PEG・在宅医療研究会事務局 <u>よび会誌・ニュースレター</u>についてのお問い合わせ:

E-mail:peg-office@umin.org TEL&FAX:06-6167-7186 教育セミナーおよび資格認定についてのお問い合わせ: PEG・在宅医療研究会 教育認定窓口

E-mail:kyoiku-nintei@heq.jp TEL&FAX:042-714-7106

入会のご案内

PEG·在宅医療研究会 ($\underline{\underline{H}}$ ome Health Care, $\underline{\underline{E}}$ ndoscopic Therapy and $\underline{\underline{Q}}$ uality of Life) は、経皮内視鏡的胃瘻造設術 (PEG) 等の内視鏡治療の補助による在宅 医療の推進及び患者の QOL 向上を達成するための研究会です。1996年創設の HEQ 研究会から2009年9月27日に本名称へと移行いたしました。 【事業】

年1回の研究会学術集会の開催と研究会誌「在宅医療と内視鏡治療」および ニュースレターの発行等必要な事業を行います。

【構成】

会員は、趣旨に賛同する医療従事者、関連する企業団体で構成します。 【会員の特典】

- ・本会主催の研究会学術集会に演題を発表ならびに会誌に論文を発表するこ とができます
- ・本会発行の会誌ならびにニュースレターの無料配布が受けられます。

【年会費】

施設会員 ¥20,000 (5名まで)

※6名以上からは1名につき4,000円追加で登録可

個人会員 医師/歯科医師 ¥7.000

(薬剤師・看護師・医療技術員等) コ・メディカル ¥5.000 ¥100,000(1口) 2口以上から

替助会員 【会計年度】

毎年4月1日より翌年3月31日

【入会手続】

事務局に FAX またはメールで連絡先を明記の上、入会申込書をご請求ください。 研究会ホームページ(www.heq.jp)から入会申込書をダウンロードできます。 ①個人会員:会費は郵便振替にて振込み、領収書コピーを申込書と一緒に

お送り下さい。
【振込先】郵便振替

口座番号 00980-7-288667

口座名 PEG·在宅医療研究会

- 口座石 FEG・住宅医療研究会
 ②施設会員: HP から〈施設会員の登録について〉をご一読いただき、申込書に必要事項を記入して事務局まで FAX または郵送にてお送り下さい。登録事項の確認後、代表者あてに請求書等を送付いたします。
 ③賛助会員: メールまたは FAX にて事務局まで申込書を請求、または研究会ホームページ上からダウンロードしてご記入下さい。お申込みをいただいた後にこれらからで連絡いたします。
- ただいた後にこちらからご連絡いたします。

【個人情報の取り扱いについて】

ご入会により登録いただいた個人情報は当研究会に関連する活動にのみ使用させていただくこととし、個人情報保護法に基づいた適切な管理をいたします。

PEG·在宅医療研究会 会則

第一条 名称

本会は PEG・在宅医療研究会 (英文名: HEQ)と称する。

第二条 目的

本会は在宅医療 (Home Health Care) の推進を目指し、経皮内視鏡的胃瘻造設 術(PEG) 等の内視鏡的治療 (Endoscopic Therapy) の補助による患者の Quality of Life (QOL) 向上を達成するための研究を通して、国民の福祉に貢献することを目 的とする。これらの頭文字3文字を取って、英文名をHEQ(ヘック)とする。

第三条 事業

本会は前条 (第二条)の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 五は間末 (ポー末)ショロミモベ 1. 年1回以上の学術集会開催 2. 年1回以上の会誌の発行
- 3. その他必要な事業

第四条 会員

本会の主旨に賛同する医療従事者、関連する者及び企業・団体をもって会員とする。 会員は以下のように区分する。

○個人会員・・・・・ 個人として本会に入会したもの

○施設会員・・・・・・ 施設として本会に入会したもの (代表者を届け

出る) 本会の運営を賛助する企業・団体 ○賛助会員・・・

○名誉職会員・・・・ 本会に役員として貢献し、定年となったもの

第五条 役員・名誉職会員

1. 本会の運営にあたる役員を以下に定義する。 ○会長(1名)・・・・・ 世話人の内より1名選出され、本会を代表する。 ○監事(2名)・・・・・ 会員から選出され、本会の会計監査を行う。会

長や世話人との兼務はできない。

○世話人(若干名)・・・本会の企画運営を行う

○常任幹事(若干名)・・世話人と共に本会の運営及び事業について企画 処理する。

2. 本会に次の名誉職会員を置く。

○名誉会長・

常任幹事会で推戴される。

学術集会を開催した世話人、またはそれと同等の 功績があったもの。世話人・常任幹事会で推戴さ ○名誉会員・・・・・

れる

当研究会に功績のあったもの。世話人・常任幹 事会で推戴される。

3. 学術集会の運営にあたる当番世話人 (学術集会会長)を置く。 ○当番世話人 (学術集会会長)・・世話人の中より順次選び、担当する年 の研究会 / 学術集会を開催し、その実

務運営にあたる。

第六条 幹事・施設代表者

1. 幹事・施設代表者

○幹事(若干名)・・・・本会の運営の実務にあたる。

○施設代表者・ ・・・・それぞれの施設会員を代表する。

第七条 役員・幹事の選出・脱会および任期

- 1. 役員・幹事の選出は、世話人・常任幹事の推薦により役員選出委員会で審議され、世話人・常任幹事会で決定する。 2. 役員・幹事の脱会は世話人・常任幹事会で決定する。
- 役員・幹事の任期は一斉改選の年から3年とし、再任を妨げない。
- 役員・幹事の任期は一角改選の平から3年とし、存任を切りない。 役員・幹事の定年は65歳になった会計年度の終了をもってする。監事は70歳とし、会長は75歳とする。 役員・幹事の任期については、原則定年になった会計年度の終了をもってとするが、役員会の要望により更に1期は延長することができる。 名誉職会員についてはその主旨から定年は定めない。

第八条 会議 本会は運営および事業を円滑に行うために以下の会議を行う。 1. 世話人・第任幹事会・・・・・世話人・監事・常任幹事で構成され、

本会の運営に関する事項を議決する。 議長は会長が行う。会議は委任状による意思表示者を含めて世話人・ 監事・常任幹事の2分の1以上の出席を以て成立し、その過半数を以 て議決される。名誉職会員は本会に出席し、意見を述べることが出来る。

- 2. 幹事・施設代表者会議・・・・幹事と施設会員代表者で構成され、世話人・ 常任幹事会の議決事項を承認する。議長は会長が行う
- 委員会・・・・本会運営のために必要な委員会を設置する。その規則は別に定める。 委員長は世話人・常任幹事から選任される。

- 第九条 会費 1. 会員は年会費を納入するものとする。但し、名誉職会員は納入を免除する。 2. 会費は別途、施行細則で決定する。

第十条 会計

- 1. 本会の経費は会費、寄付金ならびに印税をもってこれにあてる。 2. 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。 3. 研究会時に開催される世話人·常任幹事会にて会計報告を行い、承認を得る。

研究会名称及び会則の改正

研究会名称及び会則の変更は会長及び世話人・常任幹事会の協議により行う。

- 本会の事務局は大阪市立総合医療センター消化器外科内に置く。
- 2. 事務の責任者として事務局長を置く。事務局長は世話人・常任幹事の中 から選任される。

第十三条(附則) 本会則は平成24年4月1日より施行する。

平成 8年8月31日 制定・施行

平成15年9月27日 一部改訂

平成17年9月24日 一部改訂

平成19年9月30日 一部改訂

一部改訂 平成20年9月20日

一部改訂 平成21年9月26日

一部改訂 平成22年3月31日

平成23年9月 9日

施行細則

第一条 委員会 本会に以下の常置委員会を設置する。また、必要に応じて新たな委員会を設 置することができる。

- 1. あり方委員会
- 2. 倫理委員会
- 3. 総務委員会
- 4. 財務委員会
- 5. 編集委員会
- 規約委員会 6.
- 役員選出委員会
- 学術委員会 8.
- 9. 用語委員会
- 10. 社会保険委員会
- 教育委員会 11.
- 12. 胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会
- 13. PEGチーム医療委員会
- 14. 広報委員会
- 15. 選奨委員会
- 16. PEG と栄養に関するガイドライン作成委員会
- 17. COI 委員会

第二条 委員会規則

それぞれの委員会の活動に関する規則は別途定める。

第三条 年会費

- 1. 名誉職会員は会費を徴収しない。
- 2. 役員は個人会員扱いとし、その年会費は医師/歯科医師10,000円、コ・ メディカル 8,000円とする
- 個人会員のうち医師/歯科医師の年会費は7,000円、薬剤師、看護師、医療技術員等コ・メディカルの年会費は5,000円とする。 施設会員の年会費は基本登録5名で20,000円とし、申込みによる6名以上
- からは1名につき4,000円の追加登録料を必要とする
- 5. 賛助会員の年会費は一口100,000円とし、最低2口以上からとする。

PEG·在宅医療研究会 投稿規定

■投稿資格■

投稿原稿の筆頭著者は、本研究会会員であることを原則とする。 また、著者の総数は10名以内とすること。

■掲載規定■

- 1. 投稿論文の区分は、原著・臨床経験・症例報告・総説・活動報告・その 他とする。
- 2. 原稿は和文または英文とし、和文と英文で要旨(250語以内)を添付する。 和文原稿は本文(文献含む)が5,000~6,000字以内を原則とする。図・表・写真等は10枚以内とする。英文原稿もこれに準ずる。 ただし、活動報告とその他は4,000字以内とする。

- 3. 「原著・臨床経験」は目的、方法、成績、考察の順に明瞭に記載する。 4. 図・表・写真等は、印刷にて十分に理解できるものになるよう留意する。 5. 原稿はプリントアウト3部(図表が明瞭であればコピーでも可)を事務局 あてに書留(簡易書留も可)送付する。
- 原稿の採否・掲載の順位などは、レフェリーの意見を参考にし、編集委 員会において決定する
- 7. 当会誌に掲載された抄録および論文の著作権は当研究会に帰属する。

■執筆要項■

- 原稿は横書きA4判(20×20字)を用い、本文には必ずページ数を付すこと
- 原稿は原則として和文、楷書、横書、新かなづかいとし、正確に句読点をつける。
 論文中たびたび繰り返される用語のかわりに略語を用いる場合は、初出のときに正式の語を用い、その際「(以下…と略す)」と断る。
 外国人名、外国の地名、対応する日本語の未だ定着しない学術用語などは
- 4. 外国人名、外国の退名、対応する日本語の木に足有しない子桐用語などは原語のまま表記する。その場合には固有名詞、ドイツ語名詞、および文頭にきた語句のみ最初の1字を大文字とし、その他は小文字とすることを原則とする。薬剤名・化学物質名などは、原則として字訳規定に基づき字訳して片カナ表記するものとするが、頻雑になると判断される場合はこの限りではない。
 5. 文献は本文中で引用されたもののみ場である。
- 又献は本文中で引用されたもののみ取小版を挙げ、又献留方は本文での引用順とし、本文中の引用箇所には必ず石肩に上付きで「1)」を付すこと。また、本誌における文献欄の書式は下記のように統一し、邦文の場合は日本医学図書館協会編「日本医学雑誌略名表」により、外国文献の場合は最近のIndex Medicus の記載に準じ、必ずタイプすること。
 〈雑誌〉著者名、題名、雑誌名 西暦祭台で、巻行地・発行で、一番祭台で、

〈書籍〉著者名. 題名. In:書名 (編者名). 発行地;発行所名, 西暦発行年: 頁(初~終)

なお、引用文献の著者名・編者名は、6名以内の場合は全員を記し、 上の場合にははじめの3名を連記の上、「-ほか」あるいは「- et al」とする。 文献の表題は、副題を含めてフル・タイトルを記すこと。学会発表の抄録は(会)

- あるいは(abstr)とすること。その他、書式の詳細は本誌の記載例に準ずる。 6. 原稿には表題、著者名、所属、英文表題、英文著者名、英文所属を明記する。 7. 図表にはそれの番号を、写真は天地を指定の上、必ず筆頭著者名を 記載しておくこと。
- 8. 図表の説明 (legend) は、独立した用紙に記載し、その表記は「図または

- Figure」、「表または Table」とし、それぞれ順にアラビア数字を付すこと。 原稿は必ずデータにて入稿すること。その際 Windows フォーマットの CD-R (CD-RW) または E-Mail を用いた Ms-Word 形式、またはテキスト
- 形式とし、プリントアウトしたもの3部と<u>投稿チェックシート</u>(ホームページ上でダウンロード可)と共に郵送すること。
- 10. 著者校正は1回とし、訂正は誤植、明らかなミスにとどめ、大幅な加筆は避ける。 (2014年11月7日 改訂)

■原稿送付先■

■原稿と同九■ PEG・在宅医療研究会 会誌担当 大阪市立総合医療センター 消化器外科内 〒534-0021 大阪市都島区都島本通2-13-22

TEL&FAX: 06-6167-7186

E-Mail: peg-office@umin.org 必ず書留 (簡易書留も可)にてお送り下さい.

PEG·在宅医療研究会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定制度規則

第1章 総則

(目的)

PEG・在宅医療研究会(以下本研究会)は、胃瘻に関する医療の安全性 第1条 を確保し、その健全な発展・普及を推進するため、胃瘻に関する一定以上の経験と十分な知識を有する医療従事者・医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献することを目的として胃瘻取扱者・取 扱施設資格認定制度 (以下本制度)を設ける。

(認定制度の資格対象)

第2条 本制度の資格対象を個人と施設とする。

(認定制度委員会)

本制度規則作成および運営のために胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制 度委員会(以下本委員会)を設ける。

第2章 認定制度委員会

(認定制度委員会の構成)

- 本委員会は認定制度委員長 (以下本委員長) と数名の認定制度委員 (以
 - 下本委員)で構成される。 本委員長はPEG・在宅医療研究会の世話人・常任幹事から選任され、委 員は世話人・常任幹事・幹事および若干の有識者から委員長が指名する。
 - 3. 本委員会の中に次の2つの小委員会を設ける。
 - 1)資格条件検討委員会 2)資格審査委員会
- 4. 本委員会は小委員会を統括運営する。

(認定制度委員長および委員の委嘱)

第5条 本委員長および本委員は世話人・常任幹事会で承認の上、会長が委嘱する。

(認定制度委員長の職務)

- 第6条 本委員長は本委員会の議長を務め、本委員会を管掌し、本制度の円滑 な運営を図り、本委員会を年1回以上召集する。
 - 本委員長は、本委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請 求した場合は、直ちに臨時委員会を召集する
- 3. 本委員長は委員会の審議結果を世話人・常任幹事会に報告し承認を得る。

(認定制度委員会の成立)

第7条 本委員会は本委員の2分の1以上の出席をもって成立とする。但し、 委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第8条 本委員会の議事は出帰 a 2 n い 1 に 数の場合は本委員長が議決するものとする。 本委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

9条 本委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。 2. 本委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する 第9条

まではその職務を行うものとする。 (欠員の補充)

第10条 本委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、会長が代行を指 名する。 後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 小委員会

(小委員会の構成およびその業務)

- 111条 第4条3項に定める小委員会は、委員長と若干名の委員で構成される。 2. 資格条件検討委員会は胃瘻取扱者・取扱施設の認定者および認定施設と 第11条
 - ての資格条件を検討するための委員会である 3. 資格審査委員会は資格申請および更新を審査する委員会である。

(小委員会委員長および委員の選任および委嘱)

第12条 小委員会の委員長は本委員会の委員の中から本委員長が指名し、小委 員会委員は小委員会の委員長が指名し、本委員長が委嘱する。

(小委員会委員長の職務)

- 小委員会委員長は小委員会を管掌し、本制度の円滑な運営を図り、小 第13条 委員会を年1回以上召集する。
 - 委員の3分の1以上が会議の目的とする事項を提示し請求した場合は、 速やかに臨時小委員会を召集する
 - 3. 小委員会の決定事項を本委員会に報告する。

(小委員会の成立)

第14条 小委員会は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。但し、委任状をもって予め意思表示した者は出席とみなす。

(議決の方法)

第15条 小委員会の議事は出席者2分の1以上の同意をもって議決し、可否同

数の場合は小委員会の委員長が議決するものとする。

(任期)

第16条

小委員会の委員長および委員の任期は3年とし、再任を妨げない。小委員会の委員長および委員は、任期満了といえども後任者が就任する まではその職務を行うものとする。

(欠員の補充)

第17条 第17条 小委員会の委員長の職務ができない事由が生じた時は、本委員 長が代行を指名する。

後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 個人資格、施設資格の申請、更新、交付および喪失 (個人資格の種類)

- (個人質格の種類) 第18条 個人資格は胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類され、このうち胃瘻造設者、胃瘻管理者は認定資格と専門資格を設ける。 2. 胃瘻造設者は初期造設およびカテーテル交換を行う医師とする。 3. 胃瘻管理者は造設された胃瘻を管理する医師または看護師とする。 4. 胃瘻教育者は胃瘻教育を行うに十分な知識と足験をもつものとする。

 - 5. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(施設資格の種類)

- 第19条 施設資格は造設施設および管理施設に分類され、そのそれぞれに認定 資格と専門資格を設ける。
 - 2. それぞれの資格条件は資格条件検討委員会で検討し、施行細則を別途定める。

(個人資格、施設資格の申請)

個人資格および施設資格を申請する者は、資格申請書類を資格審査委 員会に提出する。

(申請の方法)

第21条 個人資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない。 (1) 認定申請書(書式 I)

- (2) 医師・看護師免許証の写し(胃瘻教育者は除く)
- (3) 教育セミナー / 資格試験受講証の写し (4) 経験症例数証明書 (書式 II、ただし胃瘻教育者は除く) 1) 症例数または症例数のスコア (II-3) 2) 代表症例10例のケースカード (II-1または2)

書式Ⅱ-3~5にはそれぞれ施設長または所属上長の証明が必要である。

(5) 業績目録(書式Ⅲ-1、ただし胃瘻教育者資格は資格認定条件細則第2条3項に規定する業績(書式Ⅲ-2)とする)研究会や学会の参加証、発表や講演を行った研究会の日時、名称、発表・講演の内容が載っているページの写し、論文が掲載された雑誌などの表紙、および論文の最初のページと最終ページの写しを添けなる。

第22条 施設資格申請には以下の書類をすべて揃えなくてはならない

- (1) 認定申請書 (書式IV)
- (2) 1. 認定造設施設:1名以上の認定造設医師 (非常勤可)の認定証コピー 2. 認定管理施設:1名以上の認定管理医師 (非常勤可)と1名以上の認
 - 定管理士の認定証コピー

 - 専門造設施設:1名以上の専門造設医師 (非常勤可) の認定証コピー専門管理施設:1名以上の専門管理医師 (非常勤可) と1名以上の専門管理士の認定証コピー

第5章 認定、登録、資格喪失

(認定審査)

第23条 認定審査は以下のごとくとする。 1)審査料:1資格につき5000円

- 2)申請の時期:毎年1月4日から4月末日到着分。
- 3) 認定審査の時期:5月1日から8月末日までの間に資格審査委員会で審 世話人・常任幹事会で承認を得る
- 4) 認定結果:10月15日までに申請者に通知する。

(登録)

登録は以下のごとく行う

- 1)登録料: 1 資格につき5000円 2)登録料の支払いが確認できた時点で登録原簿への記入、認定証の発行を
- 3) 登録は1月末日までに完了することとし、期限を過ぎた場合には当該認定 を無効とする。

(個人資格、施設資格認定証の交付)

第25条 個人資格および施設資格認定証は本研究会が会長名で交付する。

(個人資格、施設資格認定証の有効期限)

個人資格および施設資格認定証の有効期限は5年間とする。

(個人資格、施設資格の喪失)

第27条 個人資格および施設資格は、次の事由によりその資格を喪失する。

- 本研究会の会員としての資格を喪失したとき。
- 2. 申請書に虚偽の記載が判明したとき
- 3. 正当な理由を付して、資格を辞退したとき。 4. 個人資格および施設資格の更新をしなかったとき。
- 5. 施設資格条件が満たされなくなったとき。

(個人資格、施設資格の取消)

第28条 個人資格および施設資格が不適当と認められた者に対しては、本委員 会の議を経て会長は何時にてもそれを取り消すことができる。

(個人資格、施設資格認定証の返却)

個人資格および施設資格を辞退もしくは取り消された者は、本研究会 に資格認定証を直ちに返却しなければならない。

第6章 資格更新

(個人資格、施設資格の更新)

第30条 個人資格および施設資格を更新する者は、資格更新申請書類を資格審 香委員会に提出する。

2. 資格更新条件はその詳細を資格条件細則内に定める。

第7章 教育

(教育制度の構築)

第31条 胃瘻に関する教育制度を構築する。 2. その詳細は別途定める。

第8章 その他

(会計)

資格認定制度にかかる申請料・登録料・更新料等の納入は専用郵便振 第32条 替口座 (PEG・在宅医療研究会資格認定制度) を通じて行い、年度末締め により研究会収支へ統合し監査を受けるものとする。

2. 本口座の管理代表は事務局長がつとめる。

(本認定制度規則の変更)

第33条 本認定制度規則の変更は本委員会の議を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

(本認定制度規則の施行)

第34条 本認定制度規則は平成24年9月15日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

平成22年9月10日 一部改訂 平成23年9月 9日 一部改訂

一部改訂 平成24年9月14日

PEG·在宅医療研究会胃瘻取扱者·取扱施設資格認定条件細則

本規約は、PEG・在宅医療研究会胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度規則第18条5項および第19条2項の規定に基づき、認定者および認定施設の申請資格条件を規定するために設けられたものである。本制度の目的である胃瘻取扱者・ 取扱施設資格認定制度規則第1条「内視鏡的胃瘻に関する医療の安全性を確保 し、その健全な発展、普及を推進するため、胃瘻に関する一定の経験と十分な知識をもつ医療従事者、医療施設を育成し、広く知らしめることで国民の福祉に貢献すること」を基本に条件を作成した。すなわち、認定された胃瘻取扱者・取扱施設はこれから胃瘻造設術を受ける立場の方々や家族の方々が、一定の経 験と十分な知識がある医療従事者・医療施設であると認識をされるような条件 を第一義に考慮して作成した。

第1条 本資格は個人資格と施設資格の2種類に分ける。

- 1. 個人資格は、胃瘻造設者、胃瘻管理者、胃瘻教育者の3種類に分類される。
- 胃瘻造設者と胃瘻管理者は、経験症例数と業績に応じて認定資格と専門 資格に分ける。 3. 施設資格は、造設施設および管理施設の2種類に分類され、それぞれに認
- 定資格と専門資格に分ける。

第2条 個人資格の申請者は1から6までのすべての条件を満たすものとした。

1. 本研究会会員資格

PEG・在宅医療研究会(旧 HEQ 研究会)に加入後2年度を経ており、かつ会費の納入が完了していること。

2. 資格別の条件

1)胃瘻造設者の資格

医師の資格をもつもので、「胃瘻造設医師」とする。 後出で記載する3から6項を証明できること。

2) 胃瘻管理者の資格

医師または看護師の資格をもつもので、「胃瘻管理医師」「胃瘻管理士」 とする。後出で記載する3から6項を証明できること。

3) 胃瘻教育者の資格 胃瘻および在宅医療に関する次の業績のうち2つ以上(1項目2つで も可)を証明できること。(書式Ⅲ-2)

(1) 論文・著書の筆頭著者 (学会発表抄録は不可)

- (2) 本研究会または他の学会、研究会(全国規模のものに限定する)でのシンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、 要望演題などの筆頭発表者 (一般演題は不可)
- (3) 特別講演、教育講演、ランチョンセミナーなどの筆頭演者
- (4) 医師会、市区町村における医療従事者を対象とした講演の演者

3. 本研究会への参加義務 PEG・在宅医療研究会 (旧 HEQ 研究会) へは5年間に1回以上参加しな ければならない。申請時より遡って5年以内の研究会参加証(ネームカード)の写し1回分以上を添付すること。

胃瘻造設および管理の経験症例数 (書式Ⅱ、胃瘻造設者および胃瘻管理 者のみ提出)

書式Ⅱ-3、4、5については、症例ごとに勤務先が異なる場合は当該施設 ごとに記載し、それぞれの施設長または所属上長の証明を要する。 1)胃瘻造設:術者 (内視鏡担当は含まない) としての造設症例数をもっ

1症例に対し2名の造設医の登録が可能である。

- 2) 胃瘻管理: 入院・入所管理と在宅管理の合計症例数およびスコアをもっ て表す。
 - (1) 入院・入所症例: 少なくとも1回のカテーテル交換を含む在籍3ヶ月 以上(入院期間+その後の外来通院期間の総計)の症例数で表す。 1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または 認定管理士の登録が可能である。
 - (2) 在宅症例:症例数X年数のスコアで表す。(例:A症例を引き続 き3年間在宅管理をしたとするとA症例のスコアを3とする。B症例は6ヶ月間在宅管理をしたとするとB症例のスコアは0.5で ある。それぞれの症例のスコアの総和で表す。) 1症例に対し1名の専門または認定管理医師、2名の専門または

認定管理士の登録が可能である。

症例数の申請には施設長または所属上長の証明がついた実績書類

の提出を必要とする。

- 5. 業績目録 (書式Ⅲ-1、胃瘻造設者および胃瘻管理者のみ提出) 以下の論文、研究発表 (学会発表の抄録は不可) および学会研究会参加を 点数として表す。それぞれは1回についての点数である。
 - (1) 本研究会参加(必須条件):10点
 - (2) 本研究会学術集会における発表

筆頭者:10点、筆頭以外:5点

(3) 在宅医療と内視鏡治療 (本研究会機関誌) 論文発表 (発表抄録は 不可)

筆頭執筆者:20点、筆頭以外:5点

(4) 学会(研究会および学会の地方会などは含まない) 著書・雑誌論文:内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定

筆頭執筆者:10点、筆頭以外:5点

- (5) 本研究会、その他の学会・各種研究会での胃瘻の造設・管理および 在宅医療に関する特別講演や教育講演(30分以上のもの):10点
- (6) 学会、研究会、地方会における発表 内視鏡的胃瘻または在宅医療に関するものに限定する 筆頭発表 5 点、筆頭以外 3 点
- (7) 本研究会、その他の学会、各種研究会、地方会における司会、 長、コメンテーター、特別発言:内視鏡的胃瘻または在宅医療に 関するものに限定する。 それぞれにつき10点
- (8) 胃瘻または在宅医療に関する学会、研究会、セミナー等への参加 それぞれにつき3点

(9) 嚥下機能評価講習会の参加 3点

本研究会および胃瘻関連学会主催、共催、後援のものに限定する。

6. オンライン教育セミナー/資格試験受講証明書の写し 10点 本研究会が主催する教育セミナー/資格試験(オンライン)の受講の必要 がある。申請および更新の場合は、5年に1度の受講を必須とする。 ただし胃瘻教育者資格の場合、新規申請にあたっての受講の定めはない が、更新時の条件としては受講を必須とする。

第3条 認定の種類

1. 個人資格

1)胃瘻造設者

認定胃瘻造設医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻造設医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

2)胃瘻管理者

入所施設 (1) 入院 認定胃瘻管理医師:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:症例数50例以上かつ業績30点以上のもの 専門胃瘻管理医師:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:症例数100例以上かつ業績50点以上のもの

認定胃瘻管理医師:スコア20以上かつ業績30点以上のもの 認定胃瘻管理士:スコア 20以上かつ業績30点以上のもの専門胃瘻管理医師:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの 専門胃瘻管理士:スコア 40以上かつ業績50点以上のもの

胃瘻教育者

第2条2の3)に掲げる条件を満たすもの

2. 施設資格

施設会員として本研究会に加入後2年度を経ており、会費の納入が完了していること。

1)造設施設

認定胃瘻造設施設:1名以上の認定胃瘻造設医師(非常勤可)が在籍

専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設医師(非常勤可)が在

籍すること

(2) 嚥下機能評価が可能であること。

2)管理施設

認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師 (非常勤可) と1名 以上の認定胃瘻管理士が在籍すること

専門胃瘻管理施設:(1)1名以上の専門胃瘻管理医師(非常勤可)と1

名以上の専門胃瘻管理士が在籍すること (2) 嚥下機能評価が可能であること。

<更新手続き>

: 有効期限の満了による各個人資格の更新手続きは、5年以内の本研究会参加1回とオンライン教育セミナー(資格試験は免除)の受講を必須としてそれぞれ以下1)に定める点数を満たすものとする。点数は業績書式Ⅲ-1により第2条5、6で算定し証明するコピーの添付を要する。 第4条 各施設資格の更新手続きは以下 2) に定める書類の添付をもって行う

1)個人資格

(1) 認定胃瘻造設者 (医師):業績20点以上 (2) 専門胃瘻造設者 (医師):業績30点以上

- (3) 認定胃瘻管理者 (医師および看護師):業績20点以上
- (4) 専門胃瘻管理者 (医師および看護師):業績30点以上
- (5) 認定胃瘻教育者:業績20点以上

2) 施設資格

(1) 認定胃瘻造設施設: 1 名以上の認定胃瘻造設者認定証の写し (2) 専門胃瘻造設施設:(1)1名以上の専門胃瘻造設者認定証の写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること

(3) 認定胃瘻管理施設:1名以上の認定胃瘻管理医師(非常勤可) および1名以上の認定胃瘻管理士の認定証写し

(4) 専門胃瘻管理施設: (1) 1 名以上の専門胃瘻管理医師 (非常勤可) および1名以上の専門胃瘻管理士の認定証写し

(2) 嚥下機能評価が可能であること

医療機器認証番号 223ACBZX00077000

各認定証の写しは更新申請時に有効、なおかつ継続在籍が予測される場 合に限るものとする。

第5条 更新手続きの期間

更新の案内は該当年の2月末日までに申請者の登録住所へ郵送する

2) 更新を希望するものは必要書類を整えて更新料を納入し、4月末日までに 申請書に記載された所定の届出先へ送付する。

更新料 第6条

更新料は1資格につき5,000円とし、登録料は不要とする。

更新時の審査

更新手続き書類は資格審査委員会にて判定を行い、役員会了承により正式な 更新許可とする

- 2. 審査結果は10月15日までに申請者へ通知するものとし、更新が認めら れた場合には証書を同送する
- 定められた期限内に更新申請のなかった資格、および審査を通過しな かった場合は、次回以降の新規申請により改めて取得申請ができるも のとする

やむを得ない事情により更新手続きができなかった場合には失効後1 年間は手続きの猶予を設ける。

<本施行細則の変更>

本施行細則の変更は、胃瘻取扱者・取扱施設資格認定制度委員会の議 を経て世話人・常任幹事会の承認を受けなくてはならない。

<本施行細則の施行>

第9条 本施行細則は平成28年9月3日から施行する。

平成20年9月20日 制定

平成21年9月26日 一部改訂

一部改訂 平成22年9月10日 平成24年9月14日 一部改訂

平成25年9月 6日 部改訂

平成26年9月12日 部改訂 平成28年9月 2日

